

「所得税顧問」(Ver.H25.1)

平成 25 年対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。
まだ保守サービス契約にご加入でないお客様は、この機会
にお申込をご検討ください。
よろしくご査収のほどお願いいたします。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※)：2014年1月20日(月)
CD-ROM発送開始日：2014年1月30日(木)

電子申告更新用プログラム(Ver.H25.1.e1)

ダウンロード公開日(※)：2014年1月30(木)

バージョンアップ対象

Ver.H24.1 以降

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

改正内容

税制改正の主な内容

●復興特別所得税の創設

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(復興財源確保法)により、平成 25 年から平成 49 年までの各年分の所得税額に 2.1%の税率を乗じた金額を「復興特別所得税」として課されることとなりました。

→復興特別所得税の額 = 基準所得税額 × 2.1%
所得税と復興特別所得税を併せて申告、納付します。

●給与所得控除の改正(上限の設定)

その年中の給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額について、245 万円の上限が設けられました。

●給与所得者の特定支出の範囲拡大と控除計算の見直し

特定支出の範囲が拡大され、給与収入が 1500 万円以下の場合、特定支出が給与所得控除額の 1/2 を超える部分について適用できることになりました。(適用判定の基準の緩和)

●特定役員の退職所得課税の改正

特定役員(二役員等勤続年数が 5 年以下の人)退職手当等に係る退職所得の金額の計算が変更となりました。

▼特定役員退職所得金額の計算

【改正前】 特定役員退職所得額 = (退職手当額 - 退職所得控除額) × 1/2

【改正後】 特定役員退職所得額 = 退職手当額 - 退職所得控除

●住宅特定改修特別控除額の改正

▼一般断熱改修工事等の場合

| 居住開始年 | 改修工事限度額 | 控除率 | 最大控除限度額 |
|--------------------------|-----------------|-----|---------------|
| 平成 25 年 1 月～平成 26 年 3 月 | 200 万円 (300 万円) | 10% | 20 万円 (30 万円) |
| 平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月 | 250 万円 (350 万円) | 10% | 25 万円 (35 万円) |

() 内の金額は、断熱改修工事等と併せて太陽光発電設備の設置工事を行う場合の限度額

▼高齢者等居住改修工事等の場合

| 居住開始年 | 改修工事限度額 | 控除率 | 最大控除限度額 |
|--------------------------|---------|-----|---------|
| 平成 25 年 1 月～平成 29 年 12 月 | 200 万円 | 10% | 20 万円 |

●電子証明書等特別控除の廃止

適用期限(平成 24 年分)の到来をもって廃止されました。

システムの対応予定（様式の変更）

●確定申告書

復興特別所得税の対応等により、第一表に大きく変更がありました。

- ・帳票タイトル・・・「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」に変更
- ・第一表・・・復興特別所得税の計算が追加
- ・第二表(B 様式)・・・社会保険料控除、小規模企業等掛金控除の明細欄が一行増加
- ・第三表・・・「退職所得に関する事項（用紙右下）」に収入金額欄追加

●青色申告決算書、収支内訳書、所得の内訳書

様式内の「源泉徴収税額」の表記が「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」に変更されました。

●付表 上場株式の繰越損失用

帳票タイトルが「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」に変更されました。

●住宅借入金控除の計算書

平成 25 年中に居住の用に供した場合の計算が追加されました。

電子申告対応版の公開について 2014年1月30日公開

所得税 電子申告プログラム (Ver.H25.1.e1) は、電子申告システム Ver.H25.20 と同時に公開します。所得税の電子申告を行う場合は、電子申告システムと所得税の電子申告プログラム更新用両方をセットアップ (バージョンアップ) してください。

⚠ データの互換性について

▼連動可能な減価償却システム・財務システムのバージョンは以下のとおりです。
減価償却応援 Ver.8.1 以降、財務応援 Ver.7.5 以降
※200%定率法に対応していないバージョンから連動すると、「250%定率」として取り込まれますので、ご注意ください。

タビスランドの改版情報：<http://www.tabisland.ne.jp/support/PlInfo.nsf/OenList3/E000352>



保守サービス契約には以下の**特典**があります。
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

ポイント 1

安心電話サポート
システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

ポイント 2

法改正・機能アップ製品の無償提供
法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

ポイント 3

原本ディスクの破損交換サービス
原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間 1 回まで)

お問い合わせ先

 **北海道オフィス・マシン株式会社** TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください